

# 令和 4 年度政府予算案を踏まえた収支見込

## 医療分の概要について

令和4年度協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案（診療報酬改定等）を踏まえて算出した結果、単年度収支差は4,600億円、令和4年度末時点の準備金残高は4兆8,500億円が見込まれます。

収入について、収入総額は令和3年度（決算見込み）からほぼ横ばいとなる見込みです。これは、被保険者の賃金水準が一定程度回復する一方で、被用者保険の適用拡大の影響によって、短時間労働の公務員が協会けんぽから共済組合への適用となる（被保険者数が減少する）ことから、保険料収入がほぼ横ばいとなることによるものです。

支出について、支出総額は令和3年度（決算見込み）から800億円減少する見込みです。これは、主に、令和2年度に拠出した拠出金等が精算されたことによって発生した戻り分（マイナス精算）の影響によって一時的に拠出金等が減少すること等によるものです。

## 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	94,618	99,375	99,369	H24-R3年度保険料率： 10.00% R4年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,739	12,461	12,454	
	その他	293	275	266	
	計	107,650	112,110	112,090	
支出	保険給付費	61,870	66,623	67,304	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     拠出金等対前年度比  <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="margin-right: 10px;">+ 1</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="margin-left: 10px;">▲ 806</span> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <span style="margin-right: 10px;">▲ 806</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="margin-left: 10px;">▲ 806</span> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <span style="margin-right: 10px;">▲ 0</span> </div> </div> OR4年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率： 9.54%
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	15,542	
	後期高齢者支援金	21,320	21,596	20,790	
	退職者給付拠出金	1	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,974	4,582	3,868	
	計	101,467	108,343	107,505	
単年度収支差		6,183	3,768	4,585	
準備金残高		40,103	43,870	48,456	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 介護分の概要について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の金額を総報酬額で除したものを基準として算出することになります。令和4年度の介護納付金の金額や令和3年度末に見込まれる剰余分等を踏まえると、令和4年度の介護保険料率は、令和3年度の介護保険料率1.80%よりも0.16%ポイント減少し\*、1.64%となります。

なお、介護納付金については、令和4年度は1兆480億円の見込みであり、令和3年度から189億円増加する見込みです。

これは、前々年度の介護納付金を精算した際の戻り額（令和2年度に納付した介護納付金について、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額：約1,400億円）の影響により介護納付金を減少させる要素があるものの、介護給付費の増加等により概算額が増加したことによるものです。

\* 介護保険料率の減少は、令和3年度介護保険料率設定時には、令和2年度末に見込まれた不足分（保険料の特例納付猶予等の影響によって466億円の不足が見込まれていた。）の影響による料率が加算されていたが、今回（令和4年度介護保険料率設定時）は、令和3年度末には不足分が解消される見込みであること等によるもの。

## 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	-	-	1	R3年度保険料率： 1.80%
	その他	-	-	-	R4年度保険料率： 1.64%
	計	10,379	11,002	10,229	
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	納付金対前年度比 ⇒ + 189
	その他	21	55	-	
	計	10,324	10,345	10,480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## (参考) 介護保険の保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

### 健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$